

府中市建設工事入札参加資格等審査会設置要綱

昭和57年7月12日	制 定	平成3年6月10日	一部改正
平成6年3月29日	一部改正	平成7年7月1日	一部改正
平成8年4月1日	一部改正	平成11年4月1日	一部改正
平成11年10月1日	一部改正	平成14年6月17日	一部改正
平成17年4月1日	一部改正	平成19年4月1日	一部改正
平成21年4月1日	一部改正	平成22年12月13日	一部改正
平成23年4月1日	一部改正	平成26年7月1日	一部改正
		平成28年7月1日	一部改正

(設置)

第1条 市が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務等（測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務等をいう。以下同じ）の入札参加資格者及び入札参加者の指名に関する事項を審議するため、建設工事入札参加資格等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審議の内容)

第2条 審査会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 建設工事及び建設コンサルタント業務等入札参加資格者の審査に関する事項
- (2) 建設工事及び建設コンサルタント業務等の発注方法及び技術提案型競争入札の場合における総合評価等に関する事項
- (3) 建設工事及び建設コンサルタント業務等の入札参加者の指名及び随意契約の相手方の選定の総合調整に関する事項
- (4) 建設業者及び建設コンサルタント業者等の指名除外等に関する事項

(組織)

第3条 審査会は会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 委員は、建設産業部長、まちづくり課長、整備保全課長、上水下水道課長、産業振興課長、環境整備課長及び監理課長の職にある者をもって充てる。
- 4 会長は、前条第2号に規定する審議を行う場合において、必要があるときは、関係職員を委員に任命することができる。

(会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理する。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、建設産業部長がその職務を代理

又は代行する。

(会議)

第5条 審査会は、会長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の会議は、公開しない。
- 4 会長は、必要があるときは関係職員の出席を求めることができる。

(持ち回りによる決定)

第6条 審査会は、前条の規定にかかわらず緊急を要する場合その他特別の事情があるときは、持ち回りによって決定することができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、建設産業部監理課庶務係において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運用に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。